

随意契約理由書

件名	須磨海浜水族園飼育生物譲渡
契約の相手方	株式会社グランビスタホテル&リゾート
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	<p>昭和62年の開園以来、須磨海浜水族園は公の施設として市民の教養とレクリエーションに資することを目的に運営されてきたが、須磨海浜公園エリア全体の魅力向上を目的として、当該施設を含む海浜公園全体を再整備することとした。</p> <p>再整備事業者の公募を行った結果、株式会社サンケイビルを代表構成団体とする「神戸須磨Parks+Resorts共同事業体」を選定し、令和元年12月3日に再整備事業に関する基本協定を締結、またこれに関連して、新水族館を運営することとなる株式会社グランビスタ ホテル&リゾートを令和2年度以降の須磨海浜水族園の指定管理者として指定することが議決された。</p> <p>今後、引き続き公の施設としての展示を継続しつつ、提案された認定公募設置等計画に基づいて令和3年4月より順次須磨海浜水族園の解体作業に入ることとなるが、そのためには、他園館等の飼育施設へ飼育生物を移動させることが必須であり、移動先や移動生物の決定、飼育展示との調整はすべて指定管理者である同社が行うこととなる。</p> <p>本件譲渡は、再整備事業者が決定し須磨海浜水族園廃止までの指定管理者が確定したことで、市として生物を永続的に保有し続ける必要がなくなったため、これを不用とし、須磨海浜水族園廃止まで飼育展示を継続しつつ、再整備事業に向けて生物を円滑に他園館へ移動させることを目的に生物を譲渡することとしたものである。</p> <p>そのため、須磨海浜水族園の令和2年度以降の指定管理者である同社以外に本件譲渡の目的を達成することができる者は存在せず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして、同社と随意契約を行うものである。</p>
担当部署 (問合せ先)	経済観光局観光MICE部観光企画課(電話番号078-984-0361)